

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 心配ごと相談所運営規程

(目的)

**第1条** この規程は、心配ごと相談所の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** この心配ごと相談所（以下「相談所」という）は、広く住民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言及び援助を行い、福祉の向上を図ることを目的として、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という）に設置する。

(名称及び設置場所)

**第3条** 相談所は、対馬市社会福祉協議会本所及び各支所内に置く。又、特に必要性がある場合には、移動相談所及び専門相談所を開設することができる。

(相談員)

**第4条** 本会の相談員は、事務局長及び各支所支所長が兼ねる。

2 前項にかかわらず、移動相談所及び専門相談所を開設する場合は、各専門分野において知識と経験を有する者の中から会長が依頼する。

(相談所の開設)

**第5条** 相談所の開設の日時は、月曜日から金曜日までの8時45分から17時30分までとする。但し、国民の祝日に関する法律で定められた休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は閉所とする。

(秘密保持)

**第6条** 相談員は、相談者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、相談で知り得た秘密を絶対に漏らしてはならない。

(相談料)

**第7条** 相談所における相談は、無料とする。

(相談員の費用弁償)

**第8条** 第4条第2項に規定する相談員がその相談業務に従事する場合は、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規定並びに役職員等旅費支給規定に準じて費用の弁償をすることができる。

(関係機関との協力)

**第9条** 相談所は、他の関係機関及び団体との連絡を密にし、その協力を得て問題の解決に努力しなければならない。

(備付帳簿等)

**第10条** 相談所には、次の帳簿書類等を備え付けなければならない。

(1) 相談日誌

(2) 相談カード

(3) 関係文書

(相談所の経費)

**第11条** 相談所の経費は、本会の経理の中で処理する。

(その他)

**第12条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この規程は、平成17年11月 1日より施行する。
- 2 この規程は、平成19年10月22日より改正実施する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日より改正実施する。
- 4 この規程は、平成21年5月20日より改正実施する。